

議案第 67 号

寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 寒川総合図書館及び寒川文書館
- 2 指定管理者 TRC・相鉄企業体
 - (1) 代表企業 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川博史
 - (2) 構成員 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号
相鉄企業株式会社
代表取締役 佐武宏
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。